昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年九月十五日発行　SSKP　通巻第8225号

SSKP 脊損ニュース 9月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲国民宿舎　清嵐荘

〒６９０－２３１４
島根県雲南市吉田町川手１６１－４

ＴＥＬ　０８５４－７５－００３１
ＦＡＸ　０８５４－７５－００３２

https://www.seiranso.jp/

バリアフリールーム　ツイン仕様　２室
１泊２食付き　１人あたり
￥　１３，２００～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　広報部）

〈９ 月 号 目 次〉

第22回総会　公開講演Ⅱ
権利条約の対日審査と総括所見について
崔　栄繁 …… 3
連載　続・世界は開いているから仕方がない
村山　哲也 …… 11
バリアフリービーチイベントがあるだけでいいのか　渋谷　真子 …… 12
紀行　原稿　沖縄のバリアフリービーチ
三代　達也 …… 13
退任・ご苦労様でした …… 14
減災《減災意識をたかめる》 …… 15
万華鏡52・災害支援金のお願い …… 17
組織部報告・編集後記 …… 18

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

快適床ずれ予防マット 業界で唯一！シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

睡眠が深くなりやすい！

◆ 裏面防水加工のベッドマット ◆ 裏面四隅にバンド付き
◆ 介護保険・労災保険対応 ※ 詳しくはお問い合わせください。
※ 専用シーツ別売り

今だけ!!プレゼントキャンペーン!!

ソフタッチユーホーベッドマットを1枚購入すると
5,500円（税込）専用シーツが1枚もらえる
※ 専用シーツ（撥水加工・水色）
対象期間：2023年6月15日（木）～2023年9月15日（金）まで

シングル
74,800円（税込）

【サイズ】長×幅×厚（cm）：210×90×10
【材 質】中綿：シリコンファイバー 100%
側地：表面 綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/ 裏面 ナイロン 100%

ソフタッチユーホー車椅子パッド

長時間座位の圧迫を軽減！
身体突出部位を保護！

レギュラー・ハード
15,400円（税込）

【サイズ】長×幅×厚（cm）：レギュラータイプ（41×46×8）ハードタイプ（39×39×8）
※「車椅子パッド」は座布団、背あて、腰あてとしてもお使いになれます。
※ 運動選手の方など、80kg以上の方用にハードタイプもご用意しております。
※ 専用カバー別売り（撥水加工・紺色）

アームチェアパッド
31,900円（税込）

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

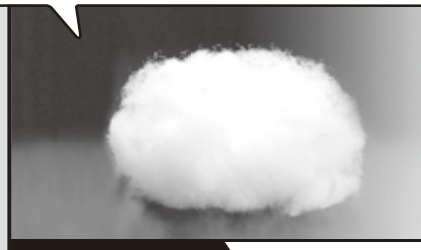

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長
- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!
肌改善サプリメント シスコラも販売中！
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!
メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12
WEBサイト https://www.jhckk.co.jp MAIL jhc@jhckk.co.jp FAX 03-3377-2214 営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

第22回総会 公開講演Ⅱ

権利条約の対日審査と総括所見について

その２

特定非営利活動法人ＤＰＩ日本会議
議長補佐　崔　栄繁　氏

文責　広報部

もう一つ、「インクルージョン」。

あまり聞きなれない言葉ですけれども、最近は日本でもだいぶ使われていまして、インクルーシブ何とか、インクールシブ教育等、これは大切な言葉です。

下の図は、フランスの障害者雇用を担当している政府の部署が考えたそうです。もう大分前のものです。これと似たようなことで、例えばこの前、インクルーシブ教育のイベントをやったときに、カナダの政府も似たようなものを作っていました。分かりやすいのだと思います。４つに分かれてます。上から、「exclusion・エクスクルージョン」（排除）、「segregation・セグレゲーション」（隔離・分離）、下に行って左側が「integration・インテグレーション」（統合）、そして右が「inclusion・インクルージョン」。この中で、「インクルージョン」を非常に強調、重要視します。

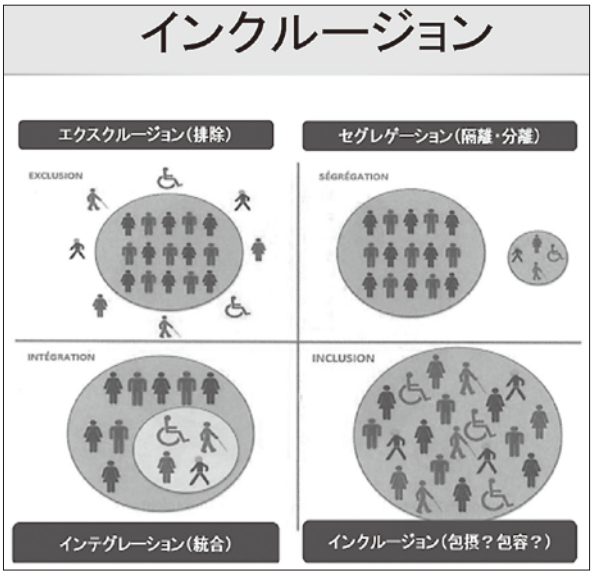

「インクルージョンって何だ」といわれると、まずこの図のイメージを持っていただきたいのです。ちょっと細かく説明しますと、まず「排除」のポイントは、大きな円の中がまず見えます。男性と女性とおぼしき人が整然と立っています。赤いスカートっぽいものを履いている人、ちょっとズボンっぽいもの履いている人。そしてその円の外側、車いすの人とか、杖をついている人とか、何かずーっと歩いている人とか。あとスカートっぽいもの履いているのですけど色が違う。この人たちは外に追いやられているのです。この外に追いやられている人たちが障害者です。排除されて仲間外れです。入れてくれない。

その隣が「隔離・分離」。その仲間外れにされた人たちだけが集まる。こういう場所はあります、障害者だけがいる場所。障害者だけが住んでいる、障害者だけの営み。隔離・分離、これは完全に違う世界です、大きな島と小っちゃな島に分かれています。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

でも、これはちょっとあまり良くないだろうということで、今度は「統合」を見てみます。大きな円の中に、その小っちゃな円に障害者が入るわけです。あくまでもベースは整然と一列に並んでいる障害のない人たちです。これは統合のモデル、ポイントは「障害のない人と同じようなことができたら、こっちに来てもいいですよ」というイメージ。あくまでもルールの基礎は健常者。条約とか世界中が政策でダイバーシティだとかでソーシャルインクルージョンだとか。

インクルージョンは、整然と並んでいない。みんなが自分の属性、個性、多様性をもって、居場所がある。ゴチャマゼにした。ゴチャマゼなのです。ですから、言葉ですると結構インクルージョンというのは難しい。これが、世界のインクルーシブのイメージ。だから「インクルーシブ何とか」といったときは、皆さんはまずこれを、このごちゃまぜの。「インクールシブ何とか」と、例えば家の人とか近所の人とか、皆さんが活動している団体とか、そういったときに「インクールシブ何とは、何ですか」といったら、これを思い出してください、ごちゃまぜです。「何か、崔っていう奴がごちゃまぜの社会とかいってたよ」と。これをイメージしてください。このことを条約は、非常に重視しています。

対日審査の意義

総括所見、対日審査といいますけれども、これは簡単にいいますと、日本政府が障害者権利条約に加盟した。その入った条約をどう守っていくかという仕組みがいろいろあります。その一つが、報告制度という制度があるのです。上図は報告制度のイメージです。

国、政府がやること。例えばその批准、批准というのは条約に入る行為、これは政府しかできないので政府。

その下に、「政府（国家）報告書への関与」とあります。これは私たちのような非政府組織、NGOとか市民団体、障害者なら障害者団体がやること。

この批准から少し下に、線が引いてあって、

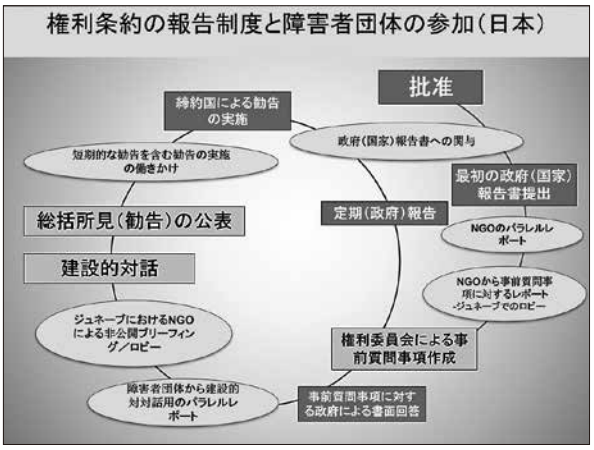

丸い線があって、ここに、合流するイメージ。政府は批准したあと２年後に、障害者権利条約の場合は障害者権利委員会という委員会に報告書を「私たちの国はこういう制度があって、こういうふうに障害者福祉を守ってますよ」と、政府は自分たちのやっていることをアピールするのです。でも障害当事者あるいは家族とかの生活の実態が見えてこない。なので、国連の報告制度では政府の報告書以外にも、NGOのパラレルポートというものを提出しています。パラレルポート、私たちも何本か日本障害フォーラムとして出しています。

いろいろな手続きがあって、事前質問、障害者権利委員会、国連の委員会がやること。NGOがパラレポート出して、政府もレポートを出した。今度、委員会はそれを見比べながら、「もうちょっと情報が欲しい。重要なところなので情報が欲しい」という質問事項を出す。これが事前質問、それに対して政府が回答をして、今度それに対する意見も、また障害者団体が出す。そして、建設的対話の審査がある。総括所見・勧告の公表があり、今度は、その勧告の実施の働きかけがある。政府は勧告の実施をしていく。そして、障害者施策、政策をスパイラルアップしていくのです。このようにバージョンアップしていきましょうというのが報告制度。

障害者の場合、障害者権利委員会がジュネーブで開催されます。年に２回開催されます。18人の委員がいて、現在の委員長はアフリカのガーナです。審査、報告書だとかレポートを審査するのは、国別担当者です。今回の日本政府の審査の担当は、韓国のキム・ミヨンさん、女性障害者です。あとは、リト

アニアのヨナス・ラスカスさん。最初みんな健常者かなと思ったのですけど、ラスカスさんは内部障害。キム・ミヨンさんは私と同じ歳で、もう日本にも何度も来ています。日本にも知り合いがいっぱいいて、日本のこともよく知っています。

当時、二人とも副委員長をやっていました。ある意味すごく贅沢なメンバーというわけで、これ非常に、審査の内容を見れば、非常にありがたいくらい熱意を持ってやってくれたのでこれは良かったです。あと他に委員としては、ニュージーランドから知的障害当事者のロバート・マーチンさん。もちろん１人でちゃんと国連から、ちょっとまだ足りない足りないといっていますけれども、１人分の支援、費用を国連が出している。ニュージーランドに帰ると、自分の所属団体だとか、ニュージーランド政府が少しだけ支援をしていると聞いたことがあります。

審査の様子を簡単に報告します。NGOからは100人の傍聴と委員が参加です。国会議員は船後さんと当事者の何人か行かれる予定だったのですけれども、立場上行けなくなったとか……。最初は行くといっていた人が、結構いらっしゃったのです。政府からは31名いらっしゃっていました。このNGO、100名というのは今のところ障害者権利委員会新記録です。それまでは2014年のお隣の韓国の審査、56名かな、それは私たちも傍聴しましたけれども、それが新記録だったのですが、今回はその２倍近く。あまり数は問題ではないですが、国連もビックリでした。

これは日本政府の審査の様子です。ここに国際手話と、下に簡単なキャプショニングがついています。残念ながら日本の手話は出せなかった。それは今後の私の課題です。

最後、終わったあとみんなで撮った写真です。

総括所見の内容

一番大切な、総括所見の内容を見てきます。法的拘束力はないのです。ですから、絶対に法律のように守らなければならないということはないのです。要するに、ガイド、政府に対して、こういうふうにしてくださいとか、こういうふうにしたほうが良いですよという、ガイドです。これはやはり条約のいろいろなものに基づいていますので、重要な、尊重すべき権威ある文書とされています。

４つのパーツに分かれています。

Ⅰ．序論。　Ⅱ．肯定的側面。　Ⅲ．主な懸念事項と勧告。　Ⅳ．追加的措置、フォローアップ。　４つに分かれています。

コロナでちょっと審査が延びたのですけれども、肯定的側面、これは、条約に入ってから、例えば、差別解消法ができましたとか、情報コミュニケーション法ができたとか、バリアフリー法ができたとか、そういう歓迎すべきことが書いてあるのです。いろいろなことが書いてある。17もあります。私もいろいろな国の総括所見を見ていますけれども、17の肯定的側面があるのは、あまりないです。だから日本は、関心が高いのかなと思うのです。委員にとっても、まあ100人も行っているので、真剣にならざるを得ないでしょう。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

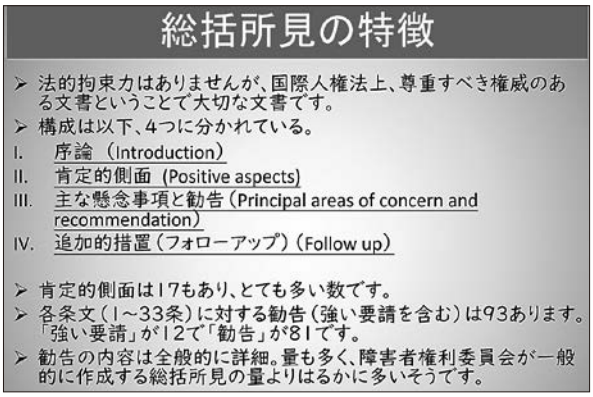

各条文に対する勧告が93、これも多いです。この93の中に、強い要請、強い言葉が使われてるのが12。普通のというか勧告が81、これも非常に多い。他の国の総括所見に比べて量が多くて内容が詳細。キムさんがいっていましたけれども、本当は一応、総括所見の量も大体の目安があるらしいんですけれども、日本の場合はそれが遥かに超えている情況で、ある意味きちんと情報を得ながら、きちんとしたものを作ってくれたという側面はあると思います。

その上で、強い要請という強い言葉が使われているのは、第19条、自立生活、これは脱施設条項も含まれます。

もう１つはインクルーシブ教育、24条。この２つの条文の勧告は、強い要請という言葉が使われています。

それから、精神障害者の強制入院の部分が、第14条。勧告と要求という、ちょっと強いというか言葉が使われています。

追加的措置、フォローアップにも、特に19条と24条に関する強い要請について、政府に対して念押しをしているわけです。

障害者権利委員会も今回、日本のいろいろな施策の中で、一番関心が強かったのが、自立生活、脱施設条項の19条、インクルーシブ教育、24条、それともう１つは精神障害関係の強制入院とか強制治療についてです。ですから、強い要請だから勧告より強いとか、勧告の方が低いとか、そういうことではないのですけれども、一つ確実にいえるのは、障害者権利条約委員会は日本の地域生活が、病院や施設からの地域移行とか、あとは障害のある子もない子も共に学べるインクルーシブ教育に、非常に関心が高いということです。

それで、いろいろな勧告が出ているわけですけれども、これのベースになっているのが、医学モデルから、社会モデルへの転換。この社会モデルという言葉も最近、使わないで、人権モデルという言葉を使うのです。

基本的には、障害があって、例えば知的障害の人がいて、その人が判断能力があまりないから、この人には代わりに、他の人が、いろいろなことを決定できますよとか、そういう権利を制限するようなことはいけませんというのが、人権モデルです。ですから、平易にいえば成年後見制度等は、廃止ということになります。こういうことを世界中の国々に伝えています。それが人権モデルなのです。社会モデルというのは、社会の側の環境を変えますよということ。障害が悪いものではないですよということです。

それに、あとはもう１つはインクルージョンに関してです。インクルージョンと、差別の禁止。インクルージョンに関係してきます。入所施設や精神科病院から、地域社会へのインクルージョン、地域社会に溶け込みながら一緒に活動して、一緒に暮らす。インクルーシブ教育、障害のある子もない子も一緒に。別に障害のある子だけではないのですけれども、いろいろな子どもがいろいろな背景を持った、いろいろな特徴を持った子どもが、一緒に、学び育っていく、そこに非常にこだわっています。

それから、今年、目指すのは、障害者基本法の改正。差別解消法が改正されて、次は基本法の改正ということで、これを盛り上げていきたいと思います。全脊連もぜひ一緒に頑張ってもらいたいと思います。いろいろなテーマがあるので、いろいろ案を提案しますので、議論に入ってもらいたい。政策委員会で大活躍してもらいますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっと19条を紹介したいと思います。先ほどのニュージーランドのロバート・マーチン委員からは、こういう質問が日本政府にされていたという紹介です。

自立した生活と地域社会へのインクルージョン（19条）
勧告（強い要請）

42. 自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号（2017年）および脱施設化に関するガイドライン（2022年）を参照し、委員会は締約国に強く要請する。

- (a)障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と平等に自立して生活するための手配と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。
- (b) 精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。
- (c) 障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。

自立した生活と地域社会へのインクルージョン（19条）
勧告（強い要請）

- (d) 障害者団体と協議の上、障害者の自律と完全な社会的インクルージョンの権利の承認を含め、障害者が施設から他の人と平等に地域社会で自立した生活に効果的に移行することを目指す、期限付きのベンチマーク、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略、ならびにその実施を確保するための都道府県の義務付けを開始すること。
- (e) 障害者が地域で自立して生活するための支援体制を強化する。これには、あらゆる種類の集合施設の外にある自立した、アクセス可能で安価な住宅、個人的な支援、ユーザー主導の予算、地域内のサービスへのアクセスなどが含まれる。
- (f) 障害者の社会参加とインクルージョンのために、障害者の社会における障壁と必要な支援の評価を含む、コミュニティにおける支援とサービスの付与のための既存の評価スキームを、障害者の人権モデルに基づいていることを確認するために改訂すること。

――日本では施設で暮らす障害者がまだ多い。2016年のやまゆり園の事件は大変な悲劇である。やまゆり園事件を経て、このような施設で暮らす人たちがたくさんいることについて、考え直したことがありますか。すなわち、長期的、中期的に今後について、政府はどのような資源配分をすることによって、19条に従ったかたちで脱施設化、そして地域生活への移行を支援していくのか――

という質問がされました。

では、19条、どういう要請がされたかというのが出ています。a～fまであるのですけれども、強く要請すると、以下のことを強く求めています。

a.「障害者の施設を廃止するために予算配分」「入所施設から地域社会へ、できるように早めに解決してください」

b.「精神科病院に入院している障害者すべてのケースを見直してください」「重度慢性の人は退院できないよという雰囲気は、今、政府の中にもあります」

c.「どこで誰と暮らすかを選択をする機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにする」「自分の生活に対して、選択とコントロールを行使できるようにしてください」

d.「いわゆる施設収容型の政策から地域社会で自立した生活に移行することを目指す国家戦略を立てる」

e.「自立生活のために、安価な住宅とか、個人的な支援とか、ユーザー主導の予算、地域サービスを充実させてください」

f.「意思決定に関することで、人権モデルに基づく評価にしてください、ということ。その人の障害の重い軽いとか、種別とか、そうではなくて、その人がどういう社会生活を送っているか、どういうニーズがあるかということをベースに、意思決定のことをちゃんとしていく、そういう評価スキームに改訂していってください」

ここで、「脱施設」という言葉が使われていて、これは実はそんなに新しい言葉ではないのです。英語では、もうかなり昔から使われている言葉です。Deinstitutionalization、単語はもうあるのです。これはどういうものか、グループホーム、施設のようなものだということです。簡単にいいますと、「施設から地域へ移行する戦略」といっています。なので、すぐに施設を解体しろということではないのです。脱施設では、単に施設をなくせばいいということではないのです。

脱施設というのは、施設や家族に依存しなくてもすむ地域社会を作ること。これで一つ、まとめることができるのではないか。施設を必要としてきたのは障害者だけではないのです。地域社会、家族、それは家族に全部負担が行く。なので、脱施設というのは「施設や家族に依存しなくてもすむ地域社会」、それでまとめることができるのではないかと思います。

それで、大切なことは規模の話になります。今日は細かな話はできませんけれども、パラレポートの19条、私が、一応取りまとめ係りでしたので、要約しました。

一般的意見とは、ガイドラインなのです。そこには、自立生活とかいろんなかたちの自

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

立生活を感じるのですけれども、そこでは何ていっているのか。５人で住む形態、100人で住む形態、その数の問題ではない。その人たちが、どのような生活をしているのか。障害のない人と似たように、「今日はあれ食べよう」とか「これ食べよう」とか、「こういう音楽を聞こう」とか、「何を着よう」とか、そういう生活をちゃんとしますか、みたいなところに焦点をあてて考えましょうということです。

そこを問題にしています。100人、もちろん100人とかいうとアウトですけれども、ヨーロッパだともう５人、10人以上は施設だといっています。それで、どういう生活を送っているかというところに焦点をあてたのです。だから本当に、そこにいる人たちが自分の生活あるいはスタイル、いろいろな制約があります。それは健常者と似たように、自分で決めたりとか、たまには妥協したりとか、健常者と似たような生活をしていますか。それが制限されていませんか、されているでしょ、というのが障害者権利委員会が問題にしているところです。

例えば、グループホームの方々の前でもこの話をすることが何回かあるのですけれども、グループホームの場合、初心に返りましょうと。今10人、ユニットですと12人とか。その数も数ですけれども、そこでちゃんと、昔、高齢者のグループホームを作ってきた人たちが、家族と似たような環境で生活できるようにということで作ったのが、グループホームなのです。そこに今帰るチャンスではないですかと。規模とかではなくて、どういう生活をするかというところで「脱施設」という言葉を使います。そこをまず押さえいただきたいと思います。

全脊連もいろいろ活動していますが、まだまだ足りないと思います。

「教育」について話します

厳しい勧告がでました。いきなり冒頭から、分離された特別な教育はやめましょうと。これを見て文科省はすぐに会見を開いて、そこで質問されましたが、特別教育はやめません、と大臣はいっていたのです。ここも、施設のときと同じように、“国家行動計画”。特別な支援学校とかに行っている子どもたちを、通常の学校、学級に移していくということです。通常の学級も、今のような障害のない子ですら居づらいような、そういう学校ではなくて、みんなが居れるような環境に変えていきながら、という計画を立ててくださいといっています。これはだから「脱施設」の話に似ているのです。

なんでこんな勧告を出したかというと、簡単に背景を紹介します。日本だけではないですけれども、先進国ということですが、子どもの数がどんどん減っているのです。子どもの数自体がどんどん減ってきている。義務教育を受けなければいけない子どもの数がどんどん減っている。10年前からすると、今、２、

教育（24条）
勧告（強い要請）

52.　委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標4、目標4.5および指標4（a）を想起し、締約国に対し、次のことを強く要請する。

- (a) 分離された特別な教育をやめる目的で、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、すべての障害のある子どもが、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- (b) すべての障害のある子どもの通常学校への通学を保障し、通常学校が障害のある子どもの入学を拒否することを許さない「不拒否」条項の方針を導入し、特別支援学級関連の大臣通知を撤回すること。

教育（24条）
勧告（強い要請）

- (c) 障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証する。
- (d) インクルーシブ教育について、通常教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確実に行い、障害者の人権モデルについての認識を高めること。
- (e) 点字、イージーリード、ろう児の手話教育、インクルーシブな教育環境におけるろう文化の促進、盲ろう児のインクルーシブ教育へのアクセスなど、通常の教育環境における拡張・代替コミュニケーション様式および方法の使用を保証すること。
- (f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生のバリアに対応する、全国的な包括的政策を策定する。

課題

- 総括所見では「脱施設」という言葉が使われています。
- 施設から地域へ移行するために「戦略」をと言っています。なので、すぐに施設をなくせ、ということではありません。
- 「脱施設」とは単に、今、施設なくせばいい、ということではなく、「施設や家族に依存しなくてもすむ地域をつくること」です。
- 施設やグループホームがいい悪い、というより、そこで障害者がどのような生活を送っているのか、を権利委員会は問題にしています。
- 以前よりだいぶ増えましたが、まだまだ地域で暮らせる福祉サービスが足りません。

30万減っているのではないですか。ところが、10年前と比べると、特別支援学級にいる子どもの数は2.7倍、特別支援学校に在籍する子どもの数は1.3倍です。どんどん、通常の学校から、通常の学級から、障害のある、障害があるとされる子がどんどんいなくなっているのです。これは由々しき事態だということで、国連の委員会で強い勧告を出したのです。インクルージョン教育に関することです。

まとめに入ります

国連のこの勧告についてどう考えるべきか。反発する人もいっぱいいます。ＤＰＩにも連絡が来ています。インクルーシブ教育24条の勧告、どこかで多分、子どもをと一緒になって親御さんが、「なんてことをしてくれたんだ」と。

施設が良いというお子さんがいたりとか、今施設を経営している方とか、今までも話をする機会たくさんいただきました。それをどう受け止めていくのかというのは、それは難しいですけれども、まずみんなで考えていきましょうと。ちょっとこの言葉を紹介します。キム・ミヨンさんの言葉です。日本政府との対話の際に、閉会のスピーチです。

――人生を通じて権利のために一心に取り組んでいた障害者と、障害者市民団体そして家族と連絡を取り合い、連携を続けていくことを、この閉会の辞の最後に締約国である日本にお願いします。人権の十分な享受と障害者の根源的な自由を認め尊重し、その保障のために支援を行うことが唯一の正しい方向です。

締約国である日本は、アジア太平洋地域の障害者の平等と権利に向けた国連ESCAPによる第２次障害者の十年を主導してきた世界のリーダーです。権利条約の完全実施によって、日本が主導的な国であり続けることを希望しております。――

ここには、たまに聞く反日的なことは、まったくないです。主導的にいてくれとお願いされているわけです。日本は一応、先進国です。日本が、やることというのは、あまり、ピンと来ないのかも知れませんけれども、他の国にはその影響を与えています。キムさんは韓国ですので、まさにそういうことをずっと見てきたのです。主導的な成果をあげてきている、非常に分かりやすいメッセージです。勧告後もできないこともあるし、急にできないこともあるし、でも方向性はきちんと示しています。ここに向かって、できることからやっていかなければいけないのではないかと私は思います。

この情況は、今後の障害者施策を前進させるチャンスです。条約の場合、国内実施は義務です。自治体の義務です。総括所見は法律ではないし、強制力はないですけれども、方向性と、ある意味アドバイスをしてくれたととらえます。参考にもなりました。日本だけではなく、今、世界とつながるのです。日本だけが取り残されてはいけないのです。なので、そういった他国の良いところを取り入れ、日本の良いところはどんどん世界に伝えていく。障害者団体にもいろいろとあります。でも立場を超えて、目指すところをみんなで一緒にやっていくというところが大切だと思います。

最後に私はこの話で終わります。

写真の人は、北村佳那子さんという、今でいう重症心身障害者です。知的障害があって、歩けないし、発語ができない、医療的ケアが必要な人です。今、32歳。小学校の２年から通常学級に行かれたのです、大阪です。今、グループホームにいます。「チームかなこ」という、支援の手で生活しながら、講演活動をしています。今までのこの人の生活をちょっと見ます。

小学校の運動会です。佳那子さんと一緒に、障害のある子と障害のない子が一緒に活動する。合理的配慮といわれるわけですけれども、佳那子さんが、一緒に参加できるように、ちょっと工夫をしたわけです。他の子が車いすに乗っています。昔あった騎馬戦、帽子を取って、帽子を取った方が勝つのです。健常というか、障害のない子どもたちのチームは３人の子どもが１人を支えます。かなこチー

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

ムは車いすの上に１人乗って、そのあと２人が支えていく。これも良い事例だと思いいろいろなところで、見せてきました。20年以上前の写真ですけれども。

この写真、コロナ前の2015年、私が関西に呼ばれて、この佳那子さんの運動会の写真を探してとお願いして許可を得ました。そのときにお母さんとか友達が来てくれて、運動会の写真で、佳那子さんの横にいる太った子は「私」なんですといった人がいたのです。この人は、ナカジマさん、小学校の頃からずっと、もう友達なのです。このナカジマさんは、ちょっとあとに結婚されたのです。佳那子さんも友達として結婚式に呼ばれています。

なぜ私がこの写真を見せたかというと、インクルージョン、差別とか合理的配慮、社会モデルだとか、いろいろなことを示してくれているのです。多分こういう社会を作っていこう、これが普通になるような社会にしましょうというのが、障害者権利条約の目指すところだと思います。

ということで、これからまたいろいろ勉強しながら頑張っていきたいと思います。

今日はご静聴ありがとうございました。

（終）

北村佳那子（チームかなこ）さん資料より

1977.12.3 第3種郵便物認可 11
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

第6回『続・世界は開いているから仕方がない』村山 哲也

寄り添うことについて 1： あきらめるとエンパシー

頑張っている障害者、スポットライトが当たっている障害者、発信するエネルギーのある障害者。もちろん、そんなポジティブな人たちにも、悩みはあるでしょう。なかなか表に出せない辛いこともある。当たり前といえば当たり前。

そして、実際には障害者がほとんどそれほど頑張っているわけでもない。健常者だって、日々、前向きで頑張ってばかりいる健常者なんか、そんなに多くないでしょう。考えてみれば、それだって当たり前。そこそこ、ぼちぼち、そんなもん。

「あきらめる」って、あんまり良いイメージで使われる言葉じゃありませんよね。少々、後ろ向きで、ネガティブな言葉。

けれども、自分が中途障害を得て障害者になってみると、あきらめるって、それほど悪い言葉じゃないなぁと思うことが多いのです。当たり前の感情じゃないか、と思うのです。あきらめて何が悪いのよ！むしろ、積極的にあきらめるって言葉を口にしていいじゃないのか。そんなふうに思うことが増えました。

あきらめることから始まるなにかもあるわけです。あきらめなくちゃ次に進めない、なんてこともあるのよ。だったら、どんどんあきらめればいいじゃないか。じたばた嘆き続けているよりは、多分いいんじゃない？って思ったりする。

その際に力になってくれるのは、やっぱり寄り添い人だったりする。以前、ドラマで「同情するなら金をくれ！」というようなセリフがはやりましたよね。そこでは、「同情」という言葉がとても力ない言葉かのように扱われていました。

でも、同情って、そんなに悪い言葉じゃないですよ。先のセリフで言えば、実は「同情も欲しい、金も欲しい」ってことでね。だから、そりゃそうだ！って笑って聞けばいい。

「あきらめる」ことを余儀なくされた私たち中途障害者が現実を受容するためには、同情や共感を持った寄り添い人が欲しい。「同情なんか欲しくない」なんて言うのは子どもっぽいですよ。本音は「同情も欲しい、支援も欲しい」って、私たちは遠慮せずしっかり周りに伝えたほうがいい。

エンパシーという言葉があります。

例えば、貧しい国で学校に行けない子どもを見て「かわいそうだなぁ」と感じるのは同情であり、「学校に行きたい」と言う子どもにそうだよねぇって思うのは共感（シンパシー）です。

そして、「貧しさの背景はなんだろう」、「子どもの両親はどんな生活をしているのだろう」と背景に興味を持ち、彼らへの寄り添いを思う、となってくると、それはシンパシーを超えてエンパシーにつながっていくらしい。当事者に具体的に寄り添って考えることが、寄り添いの第一歩、それがエンパシーという言葉なのです。

エンパシーの段階に進むと、知識や経験が豊富であればあるほど助かる。だって選択肢や可能性が広がるから。つまりエンパシーは感情なだけではなく、鍛えられる技術や能力でもあるのです。

つまり、あきらめた私たちのその先でエンパシーに出会えるときっといい。

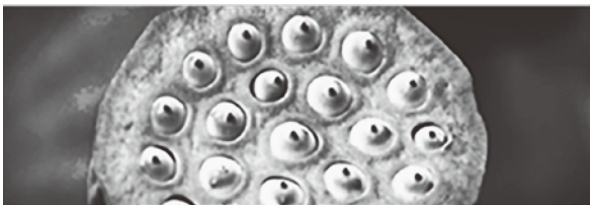

（写真：ハスの実）

連載へのコメントは、脊損ニュース宛て、あるいは muraymuraymuray@gmail.com へどうぞ。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

連　載

バリアフリービーチイベントが あるだけでいいのか？

渋谷　真子

コロナ禍を経て３年ぶりに地元、鶴岡市のマリンパークねずがせきで行われたバリアフリービーチイベントに参加してきました。マリンパークねずがせきには３年前に海と日本プロジェクト（日本財団）の一環で、やまがた里山プロジェクトという団体が主体となり、常設の砂浜に降りられるスロープをつくりました。合わせて、車の廃材を使って作ったマットをイベント時には砂浜に敷いて、車椅子でも海辺まで行けるようにしています。

MEGA SUPという大きなSUPボートに車椅子のまま乗って楽しむことができるので、体を濡らしたくない人でも遊べます。自転車タイプのボートが今回新たにあったので、漕ぐことはできませんが、頑張って乗せてもらって、そのボートでも遊ぶことができました。本来は７月15日に行う予定でしたが、その日は暴風雨で遊泳ができず、振替として７月29日に行いました。15日にはステージイベントも予定していたので、ダウン症の子ども達とダンスをしたり、私もフラダンスを練習してステージで発表する予定でした。29日には代替えということもあり、ステージイベントが無くなったり、その日に来る予定だった障害があるお子さんが来れなかったりしました。バリアフリーイベントがあることは大切だと思いますが、その日だけしか海に行くことが難しい、海に入って遊ぶことが難しい、というのはまだまだ改善していかなくてはいけない事だと思います。

由比ヶ浜や茅ヶ崎のビーチはシーズン中にビーチマットの常設や水陸両用の車椅子レンタルを行っています。ビーチマットに関してはプロジェクトが作った物があるので、シーズン中にビーチを管理する人がいれば使えるそうです。水陸両用の車椅子に関しては金額が大きいので簡単に買うことが難しいかもしれませんが、他の地域で行っている実績がある以上、シーズン中に好きなタイミングで行きたい人たちと海を楽しめるようになってほしい。どうやったら出来るのかも考えていきたい。

15日に発表することができなかったフラダンスは地元の商店街夏祭りで披露しました。フラダンスはハンドモーションダンスなので車椅子でもしっかりと表現できます！　ぜひやってみてください！

紀行　原稿

沖縄のバリアフリービーチ

三代（みよ）　達也（たつや）

今回は、沖縄のビーチをご紹介したいと思います！

なぜ沖縄のビーチを紹介しようと思ったかというと、世界一周を経験した私から見ても、沖縄の海はトップクラスに美しい海だと思っているからです。ただ、車椅子ユーザー目線からすると、海水浴はとてもバリアが多いものです。特に砂浜は車椅子との相性が悪く、前輪が埋まってしまい、動けなくなってしまいます。また、シャワーやトイレ、着替えスペースが狭いというバリアもあります。

そこで、沖縄の３つのバリアフリービーチについてご紹介したいと思います。これらのビーチは、シャワースペースが広く、水陸両用の車椅子が完備されています。

①　波の上ビーチ

（〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1丁目25-9）

那覇市唯一のビーチで、海用の車椅子の貸し出しも可能です。

車椅子に乗ったまま、サップ体験ができるところも魅力ポイントです。※要相談

ビーチの規模はやや小さめですが、空港から近く、観光最終日に寄ることもできます。

②　オリオンECO美らSUNビーチ

（〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎5-1）

幅800メートルのビーチで、車椅子用のパーキングを複数完備しており、有料で海用の車椅子を貸し出しています。

ホームページにはバリアフリー項目があり、広いシャワースペースやトイレの写真も掲載されています。敷地内にはＢＢＱスペースもあります。

③　あざまサンサンビーチ

（〒901-1502 沖縄県南城市知念字安座真1141-3）

日本初のユニバーサルデザインビーチで、なんとモビマットが常設されており、砂浜の上で車椅子の移動が可能なビーチです（2022年度～）。LGBTQフレンドリーでもあり、障害を持っている人たちにも利用しやすいビーチとなっています。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

退任・ご苦労様でした

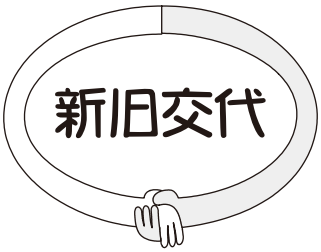

理事退任のあいさつ

半谷　克弘

この度、健康上の理由から、３期６年にわたる理事職を退任することになりました。

当時、取り組んでいた車いすマーク駐車場の適正利用に関する活動が、東日本大震災による所属団体の解散によって、その活動の方向性を見失っていたところに、現副代表理事の小林光雄様から全脊連への入会のお誘いがあり、駐車場の適正利用問題に加えて東日本大震災の被災体験者として、災害時の被災者救済に関するテーマについても担当することになりました。小さな町からコツコツと取り組んできた活動でしたが、当会に入会できたことで国の検討会で意見を述べる貴重な機会を頂きました。

今後、バリアフリー等ワーキンググループで、車いすユーザー救済に必要な課題について取り組んでいきたいと思います。大変お世話になりました。

お役立てセルフケア商品 紹介

次世代型全自動歯ブラシ

次世代型全自動歯ブラシはブラシをくわえるだけで、自動で歯磨きを行います。全自動歯ブラシのマウスピースには、歯垢を除去するためのブラシが植えられています。

これを複数の小型電動モータにより駆動することで、歯列に沿ってブラシが上下左右に運動し、歯垢の除去を行います。ブラシが歯の裏側を含む全ての面に当たるように歯列形状に合わせてブラシが設計されているため、あらゆる角度から歯を同時に磨くことが可能であり、短時間で手間なく歯磨きをすることができます。

※手の機能が不自由な方には、口元が固定できるオプションがあります。

・いつでも　わずか「30秒」で完了
（通常歯ブラシは３分）

限られた時間での口腔ケアの実施をサポートします。

・誰でも　「自動」で歯磨き可能
個人差なく歯磨きの提供が可能です。

・簡単に　「咥える」だけで歯磨き可能
手を動かすことなく歯磨きができます。

株式会社　Genics

で検索・問合せ

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

冠水道路 車は危険

秋田の大雨 救援要請殺到、避難早めに

７月の記録的大雨で広範囲の浸水被害が出た秋田県では、道路の冠水で多数の車が動けなくなり、救援要請が殺到した。水没した車内で男性が犠牲になるなど、大雨時に運転する危険性が改めて浮き彫りになった。水害が多発する中、車で避難する場合は雨が本格化する前の移動を心がけるなど注意が必要だ。

「冠水しているところに車で入ってしまった。流されそうだ」。同月15日午後８時20分ごろ、秋田県警に救助要請の110番があった。現場は五城目町。ただ川の氾濫で近づけず、水が引いた翌朝にようやく車が見つかったが、60代男性の死亡が確認された。

大雨時に車で死亡するケースは相次いでいる。７月上旬に九州北部を襲った大雨でも、福岡、大分両県で車に乗っていたとみられる計３人が死亡した。韓国でも、地下道に近くの川の水が流れ込み、14人が死亡する惨事となった。

秋田市中心部に住む60代男性は自宅こそ床下浸水で済んだが、マイカー２台が水没。「修理代がばかにならない。高台に移動させればよかった」と悔やんだ。地下道に入ろうとして一気に水位が上がり、かろうじて脱出したタクシーもあった。

日本自動車連盟（JAF）秋田支部によると、大雨による冠水関連の救助要請は23日までに千件以上寄せられた。大部分が被害が大きかった秋田市内からだった。

国は大雨の際の車避難について明確な指針を示していない。谷公一防災担当相は「地下道などで立ち往生の恐れがないか十分に留意し、早めに避難してほしい」と説明。地方では車なしの移動は難しいとし「一律に遠慮してほしいとも言えない」と話す。

車を運転中に大雨に見舞われたら、どう対応すればよいか。

水難学会の斎藤秀俊理事は「道路が冠水していたら、すぐにUターンしてほしい。前を走る車について無理に進むのは危険だ」と指摘する。

車が冠水して水位が膝上になると、ドアが開かなくなったり、歩行中に流されたりする恐れがある。膝下に水がくる前に、車を捨てて高台に避難することが大切だ。

JAFは、緊急脱出用としてガラスを割るハンマーを備えておくことも有効だとする。ただ、その時点では車外の水位が上昇しており、非常に危ない。斎藤理事は「窓ガラスを割る状況になったら命の保証はない。その前に逃げてほしい」と強調した。

排水できず内水氾濫

警鐘鳴らす「都市型災害」

記録的な大雨が襲った秋田市で中心部が広範囲に冠水した原因は、コンクリートなどで舗装された道路に長時間雨が降り続け、下水道の排水能力を超えた時に起こる「内水氾濫」だったとみられる。現地調査をした秋田大の渡辺一也准教授（河川工学）は、全国どこの都市でも起こり得る「都市型災害」と警鐘を鳴らしている。

渡辺氏は７月15～17日に秋田県内で現地調査に当たった。五城目町などでは堤防を越えてあふれる河川氾濫が多かった一方、秋田市内では河川が近くにないJR秋田駅前でも広範囲に冠水した。

渡辺氏は、秋田市は河川の下流部に位置し、勾配が少なく平たんになっていると指摘。道路が舗装されて雨水が地面に吸収されにくいため、水の逃げ場がなかったという。「分かりやすく言えば、容器に長時間上から水が供給されるようなもの。たまっていく一方だった」と説明した。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

加えて市中心部は、多くの商業施設の駐車場も舗装されていることから、短時間での集中豪雨に排水が追いつかなかった可能性が高い。県建設部は「民間で（十分に）排水できる設備を持っているところは少ないのではないか」と話した。県庁などは排水構造を備えるが、民間では設備の費用がネックだという。

秋田市では18日午前11時時点で、道路冠水が63件に上った。動けなかったり、水没したりした車両が多く取り残され、住民がボートで救助される姿もあった。渡辺氏は「内水氾濫が起きると思っていた人は少ないのではないか」と分析した。

内水氾濫は、東日本を中心に120人超の犠牲者を出した2019年の台風19号でも全国的に被害をもたらした。岩手や埼玉など15都県の約３万戸が浸水。川崎市では多摩川の水が排水管から逆流し、冠水した事例もあった。

国土交通省によると、一般住宅や農作物を中心とした全国の水害被害額20年までの10年間で約４兆２千億円。そのうち内水氾濫の被害が３割を占める。東京だけを見ると割合は８割に跳ね上がる。

渡辺氏は「都市部ならどこでも起こる恐れがある。排水設備などハード面の対策は費用がかかるため難しい。早めに避難することが大切だ」と警告する。

火災保険、曲がり角

業界全国一律負担「限界」

薄れる公平感、赤字常態化

地域の水害リスクに応じて来年度から市区町村ごとに火災保険料に差が出る。近年、リスクの低い地域の人が補償対象から水害を外す傾向が強まり、損害保険業界は全国一律の負担が限界に来たと判断した。気候変動で自然災害は今後も多発する可能性がある。契約者の公平感が薄れる中、赤字が常態化する火災保険事業は曲がり角にさしかかっている。

▽重　荷

「８階なので」。東京都北区で最近マンションを購入した30代の女性会社員は、火災保険の加入時に水害補償は不要とした。損保各社でつくる損害保険料率算出機構によると、水害補償を付けている契約者の割合は右肩下がりで、2021年度は６割超まで低下した。

背景にあるのが火災保険料の値上げだ。東京海上日動火災保険など損保大手４社の値上げは過去４年間で３回。中でも22年上げ幅は11～13％に達した。近くに河川や崖がなく水害リスクは低いと考える人にとって、家計への重荷に映る。

▽配　慮

料率算出機構は今回の改定で、水害リスクを市区町村ごとに５段階で評価した。リスクが最も高い地域は最も低い地域に比べ、火災保険料が約1.2倍となる。関係者によると、リスクを適正に反映しようとすると水害補償部分の差は２倍以上に開くが、高リスク地域の保険料が急上昇しないよう配慮した。

地域区分も、洪水ハザードマップに応じて細分化した方が契約者の納得感は高まる。ただ18年の西日本豪雨の被災者で水害補償を付けていなかった人が散見されたことを踏まえると、保険料が上がりすぎて補償離れが進むのも問題として市区町村区分に落ち着いた。

▽公共性

火災保険は名称から火事のイメージが強いが、支払う保険料の約３～４割を水害関連が占める。台風や豪雨が多発した18、19年度に各社が支払った保険金は住宅以外の工場や倉庫も含めると、１兆円を超え、その後も高水準が続く。

過去の契約も赤字脱却の足を引っ張る。火災保険の契約期間は15年に最長10年間、22年には同５年間に短縮されたが、15年より古い契約は30～36年間の長期が含まれる。値上げが全契約に反映されるのは当分先になる。

米国の大手保険会社では相次ぐ山火事を理由に住宅向け保険の新規受け付けを停止した例もあるが、SOMPOホールディングスの浜田昌宏執行役専務は「社会公共性のあるビジネスをやっている以上、リスクが高いからといって契約を断ることは難しい」と話す。人口減少で契約者の増加が見込めない中、今後は補償内容の縮小なども検討課題になりそうだ。

万華鏡 52 酒と女と国政と①

千葉県支部 出口 臥龍

まさに死闘と呼べるほどの戦い、7月から永田町と週刊文春との間で繰り広げられている。新聞やテレビが報道しないから、知らない人も多いだろう。岸田内閣の中枢を司る、ある政治家夫人の元旦那が不審死をとげた事件を、週刊文春が暴いた。政権を揺るがす大騒動となっている。テレビや新聞が触れないのは、報道規制がかかっているのではないかと、憶測が尾ひれをつけて流布される◆一方インターネットのＹｏｕＴｕｂｅでは、言いたい放題だ。事件は複雑を極める。不審死事件と、捜査を妨げる国家権力、実行犯はどうも国家権力内にいるのではないかという野次馬根性。仮に、犯人が警察官だとすると、権力はなにがなんでも握り潰さねばならない。週刊文春は意地でも引くわけにはいかない。なぜなら舞台は全国劇場だ。「出し物」は超ド級のサスペンス◆ところが上演中に、物語は思わぬ方向に展開した。主役は、将来総理大臣と目されていた超エリートだが、事件の本質から外れ、「臍から下」に移った。騒動の最中に、この先生がデリヘルにうつつを抜かしていた。これは驚きだ。決定的なダメージかと思われたが、件の先生、翌週にはシャーシャーと日米韓の首脳会談に出掛けてしまった。酒と女はばれてしまったが、国政だけは手放さないということか。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.9.15 SSKP 通巻第8225号

組織部報告９月

●新入会員

青森県支部	鳥谷部　学
青森県支部	田名部　寛乃
中部支部	本澤　秀昭
福岡県支部	児玉　良介

●死亡退会

大阪府支部	里村　久次　様
大阪府支部	古郷　仁紀　様
宮崎県支部	椎屋　桂子　様

＜編集後記＞

６月に開催された福岡県総会では、久しぶりに現地開催ということもあって、多くの方にご参加いただきました。事務局長として御礼申し上げます。ありがとうございました。また、今回の総会をもって、長年活動してくださった半谷理事が退任されました。

半谷理事は、ライフワークのようにパーキングパーミットと災害対策に取り組んでくださいました。パーキングパーミットは、2023年４月時点において全国41府県で実施されています。未導入の東京都も含めて車いす使用者が安心して車を駐車できる仕組みが全国津々浦々で達成できるように、引き続き頑張っていきたいと思っています。災害対策に関しては、ご自身の福島県での被災経験をもとに様々なご提案をいただきました。そうした事は、バリアフリーワーキングループで議論されて省庁交渉でも提言させていただいています。こちらに関しても、いざ災害があったときに困らないようにしっかりと要望していきたいと考えています。

半谷さんが提言してくださったこの２つの課題は、引き継いで達成できるまで頑張りたいと思います。

半谷さん、長い間本当にお疲れ様でした。また一緒にお酒を飲みましょう！　（安）

編集後記 執筆者の募集

今般、役員の新旧交代がありました。今までは役員が編集後記担当になっていただいておりました。今回、この機に範囲を広げまして、一般会員の皆さまからも担当者を募集しようということになりました。奮ってご参加いただきたいと思います。３人程度の募集になります。

参加人数にもよりますが、年２、３回担当、400～450字前後。メールでも、手書きの原稿でも、プリントをＦＡＸで送っても結構です。

季節感をめぐるエスプリ、日々感じる思い、自分が依って立つ活動への取り組み等、小文にまめて発信してください。

まずは、参加の意思を事務局本部へお知らせ願います。

メールアドレス　office@zensekiren.jp
ＦＡＸ　０３－６４２１－４６６５

H.C.R.2023

ミキブースへ 来て！見て！実感！

ミキブース
（東5ホール）
5-14-05

9/27水▸29金

今年もミキは、東京ビッグサイトで開催される「第50回 国際福祉機器展 H.C.R.2023」に出展します。
FORCEでは、立ち上がり車いす「**NOVA_RiseActive**（ノーヴァ_ライズアクティブ）」と
車いす利用者向の体重計「**車椅子ユーザーが考えた車椅子ユーザーのための家庭用体重計**」を体験できます。
ぜひ来て、見て、その良さを実感してください。開催期間中、ミキブースで心よりお待ちしております！

NOVA_RiseActive

日々の生活シーンで最適なポジションを選択できるマルチポジショニングウィールチェア。

車椅子ユーザーが考えた車椅子ユーザーのための

家庭用体重計

車いすに乗ったままで、ご自身の体重を計ることができる体重計です。
測定台は薄型で、乗り降りがとてもスムーズ。手元のスイッチで操作し、体重の表示を確認できます。片手で簡単に設置し、使わないときは畳んで収納できる軽量タイプの体重計です。

※写真はプロトタイプです。

FORCE
MASTER OF WHEELCHAIR POWERED BY MIKI
miki-force.jp

株式会社　ミキ
〒457-0863　名古屋市南区豊三丁目38番10号
お問い合わせは **株式会社 ミキ お客様サポート窓口** まで
TEL 0570-00-9993 ※愛知県への通話料が発生します。
［ミキホームページ］http://www.kurumaisu-miki.co.jp/

● FORCEお問い合わせフォーム
NOVA_RiseActive に関するお問い合わせ等はこちらからアクセス願います。

仕様は、製品改良のため予告なく変更される場合があります。 ■当社製造商品生産物賠償責任保険に加入しております。

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

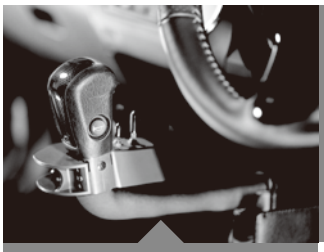

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

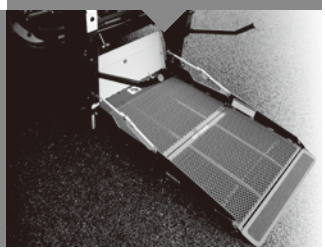

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年九月十五日発行　SSKP　通巻第8225号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷